

## 「第12次秋田県交通安全計画（素案）」に対する意見募集 （パブリックコメント）の実施について

県では、交通事故のない安全で安心な秋田県の実現を目指し、令和3年8月に「第11次秋田県交通安全計画」を策定し、関係機関と連携しながら各種施策を推進してまいりました。

現行計画が令和7年度で終了することから、現在、次期計画（第12次）の策定に向けて改定作業を進めています。

つきましては、本計画の素案に対する県民の皆様からの御意見を、次のとおり募集します。

### 1 計画の名称

第12次秋田県交通安全計画（素案）

### 2 意見の提出期間

令和8年4月10日（金）～令和8年5月11日（月）（必着）

### 3 関係資料の閲覧方法

#### (1) 印刷物の閲覧場所

- ・秋田県生活環境部県民生活課（県庁本庁舎5階）
- ・秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
- ・秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

〔閲覧時間〕 午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### (2) インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の県民生活課ページ

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。  
様式は任意です。

「意見書様式」を添付していますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば所定の様式によらなくても差し支えありません。

### 5 意見の提出先

秋田県生活環境部 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム

〔郵便〕 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

[ファクシミリ] 018-860-3891

[電子メール] [kenminseikatu@pref.akita.lg.jp](mailto:kenminseikatu@pref.akita.lg.jp)

## 6 留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。

記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

電話や口頭での受付及び個人的な回答はいたしませんので御了承ください。

## 7 提出された意見の公表

いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。

(住所・氏名は公表しません。)

同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはいたしません。